

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまより、議会のあり方に関する調査特別委員会を開会をいたします。委員の皆さんには連日、大変、委員会ご苦労さまでございます。

初めに2月12日付で内田委員より委員辞任願が提出され、議長がこれを承認をいたしました。後任として、小林たかや議員が当委員会の委員として議長より指名され、本日より出席しておりますので、報告をさせていただきます。

1番目、調査事項につきまして、初めに各区の議会基本条例の状況内容につきまして、資料を添付してございます。前回の委員会の中で小枝委員より調査要望がありました件でございます。議会基本条例制定状況につきまして、報告をいただきたいと思います。

○依田区議会事務局次長 お手元、区議会事務局資料1に基づきまして、各区議会基本条例の制定状況及び概要についてご説明いたします。

まず、制定状況でございますが、23区の状況でございます。3区議会が制定済みでございます。パーセンテージにしますと13%ということでございます。墨田区議会が平成30年12月、これは4定で制定したそうでございます。で、施行が31年5月1日ということで、まだ施行に至っていないということで、改選後に適用するような予定だということでございます。あと、荒川区が平成25年10月制定、板橋区議会が26年12月制定ということでございますと。

参考としまして、政令指定都市の制定状況でございます。おおむね50万人以上ということが要件になっている政令指定都市でございますが、20市議会16市議会、80%が制定済みということございました。もう一つ、参考といたしまして、その他の自治体区分別の制定状況でございますが、中核市、これは法定人口20万人以上ということですが、こちらが、制定率が65%、その他の市が59%、町が41%、村が13%ということございました。

恐れ入ります。裏面をごらんいただきたいと思います。こちらが、墨田、荒川、板橋のこの条例の概要でございます。議会基本条例は議会に関する基本的な事項について定めた条例ございまして、その内容については、主に会議規則に規定されていない項目を独自に規定したものとなっております。会議規則は内部規則であるため、この条例については、区民や区長との関係性を示したところに特徴があると言えます。

特徴的な項目をちょっとご案内申し上げたいと思います。

まず議会運営についてでございますが、一番上、墨田区が一番上の議員間討議、あと板橋区の2番目の委員間討論ということで規定されてございます。これについては、この条例でうたうということで、できる規定ということでございますけれども、規定されているということです。

2番目、墨田区の2番目の通年議会、荒川区の一番上の通年議会ですね。で、板橋の一番上の、区長の専決処分を最小限とする。こちらも通年議会の一つの主な眼目として掲げられるものですので、同じような範疇に入るのかなといったところですよ。具体的な規定としましては、通年議会については、定例会回数を年1回とし、会期を通年とするというふうなうたっている状況でございます。

また、下、おりていただいて、議会と区長との関係ということで、こちら、墨田区については政策提言、あるいは荒川については政策等形成過程の説明を求める。板橋も同様の

規定がございます。こういったところを設けるかわりに、墨田区では反問、反論権を執行機関側に認めていると。板橋についても同様でございます。で、この反問権については、議員からの質問や質疑の趣旨、内容、背景、根拠、考え方などを確認するため、理事者側が議員に質問することを言うそうでございます。反論権については、議員や委員会からの条例の提出、議員提出議案とか委員会提出議案、その他の意見等々についての趣旨や根拠などを確認するため、理事者側が議員に質問または反対の意見を述べることということでございます。

また、下から2番目の議会機能の強化ということで、荒川、板橋が専門的な知見の活用といったところをうたってございます。これについては、執行機関側の附属機能的な要素を取り入れることができるというような規定ということでございます。

説明については以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご依頼のあった件で、一応調査をしたということでございます。何かございますか。

○小枝委員 調査をいただきまして、ありがとうございました。これはもう、たしか4年掛ける2、8年ぐらい前に非常に全国ブームというか、二元代表の一方の議会として、議会を挙げて広聴広報、参加参画、行政だけに求めても一方だけで、議会側も、議員と支持者の関係じゃなくて、議会と市民とか区民との関係というところで捉えていくことで、行政側が聞き取れなかったことも、議会側からしっかりと細やかに意思疎通ができるというような、そんなことだったと思います。8年たって、どうだったかなというふうに思いましたら、数字として見えてきたのは、23区というのはやっぱり固定資産税を直接いただいているせいか、ちょっとそういう仕組みをつくることについては、市町村で言うと村議会とそういうふうな状況で、いささかどういうふうにやっていくことがいいのかという問題提起を、この資料、調査がしてくださっていると思います。

ただ、一方で墨田、荒川、板橋ということでしたけれども、区長部局と一緒に、自治基本条例という形で、議会側のルールもそこに盛り込んでいることも何区かはあると思います。たしか新宿区とかはそうだと思います。そういうふうな形について、きょう恐らくもう、今任期の中では最後の委員会になるんでしょうか。その辺がわからないんですけども、この議会としての広報広聴、区民の参画、協働ということについてどうするかというのは、ぜひ議会としても、何というんですかね、課題、一つの形をつくっていくということで、次の議会の中の課題として捉えていただければということで、これは質疑というよりは意見ですので、そのように私は思います。ただ、形としては、報告会をやるのかという声は、この委員会の中でも出ていましたので、それは一つの形だと思いますが、ぜひ検討課題として入れていただきたいということをお願いしたいと思います。

これ、質疑というふうにやって、いいんですね。

○嶋崎委員長 わかるところはいいですよ。資料的に多少細かい手持ちがあるやに聞いていますから、もし、やりとりをしていただいて。

○小枝委員 はい。じゃあ、質疑で言うと、表面で言うと、自治基本条例の動向というところでは把握はされていることがありますか。23区で。

○嶋崎委員長 自治基本条例。

○依田区議会事務局次長 申しわけございません。自治基本条例自体の区の状況というの

は持ち合わせてございませんが、ただ、全国の全市で議会に関する規定を含む自治基本条例を制定しているのが、814、アンケート調査の対象があって、241の約30%が市で制定しているといったことは、資料としてございます。

○小枝委員 わかりました。自治基本条例のほうは、それでもその中に議会が入っていないのもありますので、そのままストレートには行かないとは思いますが、議会として、区民、区長との関係を定めたものというところで、この表側の面については理解をいたしました。

それで、後ろのページなんですけれども、3区の取り組みというのは非常に参考になると思いますが、千代田区議会が、こういう条例はつくっていないけれども、ここの部分は運営上やっていますよというようなところがあれば、ちょっと整理としてお答えください。

○依田区議会事務局次長 例えば荒川区の全員協議会を適時開催、これは予算の内示みたいな形で催しているといったところがございます。また、板橋区の議会運営の中の会派結成は1人以上と、これは実際、千代田区でも行ってございます。あと、墨田区の予算を伴う条例案提出時の区長等への協議と、これは何か委員会マターらしいんですが、千代田区としては当然、議員提出議案の際に、一応財政当局と折衝していただいているというのは、もう実際上行ってございます。あと、区民と議会との関係、情報公開、これは独自の情報公開条例を持ってございますので、これはもう先進的に千代田区がやっているかなというところですね。あと、区民参加の推進といったところ、ちょっと意味合いが違うのかもしれないんですが、区民集会、こちらで行っているのかなといったところがございます。あと――そのぐらいですかね。

○嶋崎委員長 はい。だそうです。いいですか。

○小枝委員 結構です。

○嶋崎委員長 ほかの委員の方、どうですか。

○たかざわ委員 墨田区議会はまだこれからだということなんですけども、荒川区議会、板橋区議会というのは、もう四、五年たっているわけですよ。例えば通年議会にすると、招集は区長ではなくて議長がするようになるということですよ。そういうふうになった場合に、区長というのは所信というのは表明しないものなんですかね。

○依田区議会事務局次長 通常は4定例会というのが共通しているところなんです。定例会ごとに招集挨拶ということなんですけども、通年議会ですと、最初の冒頭、これは大体5月に行われる、第1回が行われるんですが、そのところで、区長については所信表明みたいな形で行っているのは何か通常みたいなんです。そのところはいろいろなやり方があるのかなというところ。

○たかざわ委員 そうしますと、その1回行って、あとは議長が招集して、議会を運営していくという形になるのかと思うんですけども、具体的にこの2区として、議会側からの政策提案、政策立案されて、何でしょう、具体化したということはあるんでしょうかね。

○依田区議会事務局次長 すみません。具体的なその成果まで、申しわけございません、ちょっと調べてございませんが、特に、墨田はまだ5月1日からの施行ですのであれなんですけども、荒川、板橋については、その政策形成過程の説明を求めるということですので、特に議案について、どういった経過、意思決定をしてきたかというようなところを、事細かく説明を求めるといような事例は何かあるようなことは聞いてございます。具体

的に、ちょっとすみません、申しわけないんですが、その実例についてはちょっと手持ちに持っていない状況でございます。

○たかざわ委員 そうしますと、この基本条例を定めて、この4年、5年やってきたけども、今までと変わった、メリットあるいはデメリットというのかな、今までとはこれだけ違うことがありましたというようなことは把握されていますかね。この2区に関して。

○依田区議会事務局次長 すみません。その事細かな実績まで、ちょっと調査していない状況なんです。で、この項目をそのままもし当てはめていくとすれば、板橋さんについては反問、反論権があるので、本会議場で区長が質問に対して、ちょっとその辺の状況、経緯経過を訪ねるようなことはあったかなというふうに思われます。先ほども申し上げたとおり、政策等の形成過程についてということで、この意思形成過程について踏み込んだ説明を求めるところは、もしかすると継続的にやられているんじゃないかなというふうに判断するところです。

○嶋崎委員長 いいですか。

副委員長。

○はやお副委員長 今、先ほど出た反問、反論権ということになると、非常にこの自治法上は、一応、理事者のほうからの反問権というのではないと。それを議長の許しを得てということなんですけど、この辺のところについては、抵触とまで言わないんですけど、これはただ運営上の決まりでできるというふうにしたのか、その辺のところというのが、運用面のことと、それに至る何か背景というのはどんなことだか、もしわかる範囲で。

○依田区議会事務局次長 こちらは条例でうたっていますので、ただし、議長の許可が要ると。はやお副委員長のほうからご指摘あったように、一応、議長の許可という形が一つクッションとしてかむんですが、それにしても、大体このできる規定になってございますので、せねばならんとか、そういう義務規定ではないということ。質疑並びに一般質問に対する論点、総点についての明確化というのが何か目的だということで、事細かいところまでお互いにやりとりするというような状況ではないような状況です。

○はやお副委員長 ということは、本会議での質問、まあ、我々現行のところにはそういうことで、発言通告並びに原稿の調整というわけではないんですけども、やっているという点では、当然、背景だとかそういうことを事細かに、その15分以内、一般質問であれば入れているということからしたときに、それは逆に言うと、十分、本会議だけの質問ということであれば、十分満たされているという。だから、その議会議事情のところ、その辺がわかりにくかったと、委員会での話というのはまたどうだったのか、ちょっともうちょっとそのところだけ詳しく。反問権なんていったら、大変だよ。

○依田区議会事務局次長 この反問、反論については、本会議が主かなというところなんですけど、ただ、委員会でも使えないことではないというような規定にもなっております。ただ、なかなか実際に実績というのは、どうなのかなというところ。す。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○大串委員 一番上の基本理念のところなんですけれども、議会として、区民の方々に議会としての理念と、考え方を明確にするというのは大変大事なことだと思うんですけど、この荒川と板橋は、これは、そこはうたっていないということですか。

○依田区議会事務局次長 荒川、板橋については、基本理念は特にうたってございませんで、この活動原則という形で、基本理念をちょっと網羅したような形ですね。議会の原則と議員の原則ということで、大体、墨田、荒川、板橋は同じということでございます。当然、開かれた議会を目指し、区民の意見を取り入れて、政策に生かしていきたいというようなところは含まれているような感じでございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 通年議会についてお伺いしたいんですけども、専決処分を最小限にしなきゃいけないという意味では、適時向こうに招集してもらわなきゃいけないんですけども、結局、でも、毎週毎週やるわけにいかないとなると、そのパターンのなものは定例会に近い形であるんでしょうか。で、そのパターン、プラス緊急でとか、契約に合わせて招集があるという、そんなイメージでよろしいですか。

○依田区議会事務局次長 会期については、5月から翌年4月までという当該期間を会期とするということなんですが、大体5月に開会し、6月、9月、11月及び翌年の2月ということで、大体4回の定例会ですね。それを踏襲しているというような感じです。

○岩佐委員 そうすると、議会に、ほら、招集権というのはないですけども、1年全部が期間ということであれば、日程というの逆は議会側に、かなりのあれができるという、そういう理解でいいですかね。かなりコントロールができるという形で。

○依田区議会事務局次長 招集権は首長にあるということからすると、こういう通年ですと、どちらかという、議会のほうの主導でできるような形になっているかなというところですよ。

○嶋崎委員長 はい。通年議会については、この条例がなくてもやっているところはあるよね。文京区はたしか通年議会。だよ、たしか。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうだよ。だから、条例があるから通年議会があるんじゃないで、通年議会だけはつかみ出してやっているところがあるというところは、認識をいただければありがたい。

どうでしょう。この件については、先ほど小枝委員からも話がありましたけど、ほんと、8年ぐらい前に一度非常にこの話が盛り上がって、当議会でも、多分僕が何かやったのかな、そんな話題があって、いろんな調査もしたこともありました。落ちついているというか、いろんなそのときも調整をしたんですけども、非常に難しい問題があるよねみたいな話で、ずっと話題にはなっているんですけども、引き続きこれに関しては共通の認識の中で、どういうふうな形がとれるんだろうかというところで、課題として捉えていきたいと思っておりますけども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、次に、議会運営につきまして、前回の委員会で戸張委員より調査要望のありました持ち時間制について調査を行いました。で、あわせて、今まで議会運営に関すること、幾つか調査を回答を含めて一覧表にさせていただきましたので、本日配付をさせていただきました。あわせてこの件についてご報告をお願いします。

次長、どうぞ。

○依田区議会事務局次長 ただいま委員長のほうからご案内がございました件について、

資料2に基づきましてご報告申し上げます。

前回まで調査要請のあった委員会におけるインターネット中継に向けての条件整備ということで、一表にまとめさせていただきました。また、前回12月5日、先ほど委員長からもございましたように、戸張委員より要請のあった、各委員会での持ち時間制をとっているケースですね、これについてお調べいたしました。常任委員会では5区、予特、決特等では17区、その他の特別委員会では4区が持ち時間制を行っているということです。

なお、具体的な時間の割り振り方法は、非公開を条件に情報提供がありましたので、区名を伏せて口頭でご報告申し上げたいと思います。あと、具体的な時間を定めている割り振りをしている区を中心に報告いたします。

まずC区でございますけれども、予算・決算特別委員会の総括質疑は質問、答弁及び答弁を受けての発言を合わせて、1議員50分以内ですね。

あと、D区でございますけれども、こちらは予算の総括質疑について、委員1人当たり17分。これに――これは会派の持ち時間ということで、会派の委員数ということで行っているそうです。で、決算の総括質疑については、委員1人当たり24分。同じように会派の委員数で持ち時間を決定しているそうでございます。

続きましてF区でございますけれども、こちら、予算・決算特別委員会で、基礎時間を10分で、会派の構成委員数ということで行っているといったところがございます。

G区については、これは常任、特別委員会で、こちらは1回の質疑時間を30分をめどとして、委員会の開催予定や構成委員数でちょっと除して、時間を決定していくというような、複雑な何かやり方をしているそうでございます。

また、J区については、予算・決算特別委員会総括質疑、会派持ち時間1議員当たり基本時間30分に所属議員数を乗じた時間ということです。

K区については、予算・決算特別委員会、各会派持ち時間の算出方法は、委員数掛ける12ということだそうです。

L区については、こちらは予算の質疑については、これは総枠を決めて、実質審議時間を345分というふうに定め、そこから委員数に応じて比例案分すると。会派にということでございます。また、総括質疑については、実質審査時間を240分と定めてということで、また同じような対応をしているということです。で、補足質疑というような何か項目を設けていて、こちらについては120分。こちらも同じような比例案分だということだそうです。

M区でございますが、予算・決算、こちらの質疑時間を1日4時間として、質疑日数を予算が6.5日間、決算5.5日間と定め、これを2時間程度の範囲で会派案分するといった取り組みをしているそうです。

N区については、常任委員会は委員1人の質疑時間を20分を目安とするといったところですね。特別委員会、予算・決算については、委員1人20分を限度として行うといったところでございます。

大体このようないろいろな取り決めがございまして、ちょっと統一的なものではないということで、各区議会、独特な工夫をしているというような状況でございます。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明をいただきました。

戸張委員。

○戸張委員 最初に次長が言ったことで、質問時間は答弁を除いてということでもいいんですけど。

○依田区議会事務局次長 これはまちまちでして、質問と答弁を合わせてというところもございます。文京区については質問答弁を含めて50分以内と。あと……

○戸張委員 ヘえ。ということは、答弁と質疑とを合わせての区もあるし、答弁を別にしているところもあるし、時間も違うし。

○嶋崎委員長 そうそうそう。

○戸張委員 なるほどね。例えば、またこれもいろいろでしょうけど、じゃあ、議場で、ほら、デジタルなあれが二つついているじゃない。そういう計測システムやなんかもばらばらなんですか。

○嶋崎委員長 それはどうでしょう。

次長。

○依田区議会事務局次長 そのタイムキープについては、いろいろなやり方があるようです。当区議会の議場のようなタイマーを設置しているようなところもございますし、あと誰か係員がタイムキープをするというようにあるところも聞いてございます。

○嶋崎委員長 あのね、これ、全部、決算・予算、予算・決算も含めて、やり方が違うんですよ。うちのやり方がこれにはめているわけじゃないから、10日間やっているところがあったり、予特、決特がね。いろいろとあるので、すべからく、うちのと、何というのかな、あわせてという考えじゃないほうがいいと思いますよ。それぞれが違うんだということです。それをベースに考えていただいたほうが、多分、参考にするんならばそうだと思います。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 この件については、当委員会の中でも、これは当委員会ができる前から議論になっていたもので、それで、議会ですから、委員それぞれが十分な議論ができる、そういう環境をつくるということがまず大前提にある中で、こういうようなことがいろいろとほかの自治体でもやられている中で、うちも検討し、本会議場でああいう形でできたという、そういうステップの中で出てきているわけね。

で、これは前回のところで戸張委員もおっしゃっていましたが、やはりこのことについては、ぜひ、やはりこれからの中でも進めて検討していく必要がある事項の一つだというふうに思っているんですね。また新たな議会の中で、冒頭のところで、これから何をやるのというような仕切りをまたされるんでしょうけども、先ほど基本条例の話があって、これも大切なことでもありましたけども、この議会運営をする上においては、この、今出させていただいているこの資料のところというのは、まださらにいろいろな研究調査をする必要というのが私はある事項だなということも、今の委員長のお話の中でもわかりましたし、やっぱりこれからの中でやっていく必要もあろうかと思っておりますのでね。

先ほど1番のところで仕切っていただいたと同じような形で、また新たな議会でもそういうお諮りをされると思いますが、きょうの段階では、こういう課題があって、やはりみんなでこれから検討していこうねという項目の中の一つに、やはり入れていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。一応そのように、私の意見として申し述べます。

○嶋崎委員長 はい。何かまとめていただいて、ありがとうございます。

岩佐委員。

○岩佐委員 まとめていただいたのに、すみません。

持ち時間制を決めていなくて閉会時間を決めているところというのは、少ないですけどありますよね。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 あるね。

○岩佐委員 そういうところは、どのようにというとなんなんですけど、お互いに配慮し合うという、もうあくまで紳士協定的なやり方をされているのか。（発言する者あり）それがないとね、本当にその時間全部が1人の議員でやってしまったということも可能性としてはありますよね。ただ、それをお互いに信頼して、委員長の采配を信頼して、やられているのか。ちょっとその辺わかれば、教えていただけますか。（発言する者あり）

○依田区議会事務局次長 すみません。申しわけございません。詳細については、ちょっと手元にない状況なんですけど、ただ、終了時間を執行機関側の執務時間に合わせているところがほぼです。目的の一つとしては、理事者というよりも、委員会対応のためにつく一般職員の執務時間に合わせているような状況かなというところが読み取れるかなというところですよ。

○岩佐委員 まあ、そうですね。それこそ子育て中の人とか介護の人が時間エンドレスでやっている、結局は参加できなくなるので、そういった意味では、もう執務時間というのは理解できる場所なんですけど、その辺、もしわかれば、この話は引き続き改選後もきっと検討事項になると思っていますので、調べていただければと思います。

○依田区議会事務局次長 何かの機会にまた、その、ワーク・ライフ・バランスなのか、そういった観点も含めまして、この考え方ですね、その辺もちょっとあわせて調査したいと思っています。

○岩佐委員 あと、ごめんなさい、もう一点。

調査のときに、閉会時間を決めていて、それであと日程の、日数の問題ですよ。閉会時間を決めていても日数が1日多いとか、そういう、あるいは予備日を使って、予備日をフルに使いながらやっているとか、そういう日程との関係もあわせてご確認いただければと思います。

○依田区議会事務局次長 はい。その辺もあわせて調査いたします。

○嶋崎委員長 ほかにいかがでしょう。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 非常に参考になる一覧表をつくっていただいたというふうに思っております。桜井委員のほうからもちょっとおまとめいただいたような話がありましたけども、本当に各区の特徴が出ているんだろうなというふうに思っていますし、この中でも、何回も言いますが、実はうちの時間制をつくるに当たっては視察に行ったんですよ。本当にやり方が違う。びっくりするぐらいやり方が違ったんで、含めて参考にしながら、今後の中で、またどういう形になるかわかりませんが、十分に生かしていきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。



それでは、次に2番目の調査報告（案）につきまして、私のほうからちょっとご提案がございます。

当委員会としては、これまでの委員会活動については調査報告の正副案をきょう委員の方だけにご配付してございます。このところはきょうはお持ち帰りをいただきますけれども、ご意見がある場合は、私のほうに、委員長のほうにお申し出いただきまして、その後の校正については正副一任ということでいかがかなというのがご提案でございます。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時13分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

調査報告の件でございますけれども、案でございますけれども、きょうはお持ち帰りをいただいて、それで、お気づきの点がありましたら、私どものほうにお申し出いただいて、その後については正副一任ということでまとめさせていただきますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、3番目、その他ですけれども。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

4番目、閉会中の特定事件継続事項につきましては、閉会中といえども、当委員会、継続手続を議長のほうに申し出たいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして、議会のあり方に関する調査特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前11時14分閉会